

市税の滞納処分の誤りについて

市税の滞納処分に当たって、滞納者とは別人の預金口座を差し押された事案が発生し、個人情報が漏洩しました。

厳正な事務手続が求められる税務行政において、不適切な事案が生じ、当事者の方に多大なご迷惑をおかけしましたこと及び市政に対する信頼を損なったことを深くお詫び申し上げます。

事案の概要、再発防止策等につきまして、御報告いたします。

1 事案の概要

令和7年10月16日付けで市税の滞納者に対する預金口座の差押えを執行した際、氏名と生年月日が同一である別人（A様）の預金口座を誤って差し押されたものです。

同年10月27日にA様からの連絡により判明しました。

また、差押えに際し、本市から滞納者に送付した差押調書（謄本）には、A様が所有している口座の金融機関名、口座番号、届出住所が記載されており、滞納者が当該書類の入った封書を開封していることから、A様の個人情報が漏洩したものです。

2 本事案が発生した経過

(1) 本来の事務手続

ア 預金口座の差押えに当たっては、あらかじめ金融機関から回答のあった氏名（口座名義人）、届出住所及び生年月日等の情報と滞納者の同情報の一致を確認し、滞納者本人の財産であることを認定します。

イ 口座の届出住所と滞納者の現住所とが異なる場合は、税システムなどで滞納者の住所履歴を参照し、口座の届出住所と一致する住所があるかを確認します。

税システムにおいて不明な場合、戸籍の附票により住所履歴を確認する方法又は令和6年8月に導入した住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の端末を使用することで、住所履歴を確認します。

ウ そのうえで、起案者から課長までの各段階の決裁において、滞納者本人の財産であることを確認したうえで、差押えを決定します。

(2) 発生した経緯

ア 本件は、金融機関から回答のあった口座名義人の届出住所（京都府外）と滞納者の現住所（京都市内）とが不一致でした。そのため、担当者が税システムで把握している滞納者の住所履歴を確認しましたが、一致する住所履歴はありませんでした。

イ その後、更なる確認を行うため、係長が住基ネットで京都府外も含め氏名・生年月日で検索したところ、金融機関から回答のあった口座名義人の届出住所と同一の住所（A様の住所）が表示されました。

本来は、この段階で、住基ネット上に表示された人の住所履歴と、税システム上把握している滞納者の住所履歴との連続性を確認し、履歴がつながらない時点で、別人の履歴と判断すべきでした。しかし、この確認ができないおらず、別人（A様）の履歴情報を滞納者の履歴情報だと思い込み、滞納者と同一人であると誤認しました。

ウ その後、課長までの決裁途上においても、滞納者の住所履歴と口座名義人の届出住所の一致を示す根拠資料の確認を遺漏したため、誤りを発見することができませんでした。

(3) 発生した要因

ア 住所が不一致の場合の住基ネットによる確認手順等を、具体的に示したマニュアルを整備しておらず、職員の理解に依拠する仕組みとなっており、ヒューマンエラーを防止する組織的な仕組みがなかったこと。

イ 差押え決裁時の住所一致に係る点検事項を明文化しておらず、チェック機能が適切に働かなかったこと。

3 これまでの対応状況及び今後の対応

(1) 差押えの解除等について

事案が判明した27日、ただちに当該金融機関に架電したうえで、差押解除通知書を速達郵便で送付し、差押えを解除しました。29日には、差し押された預金が口座に返戻されています。

また、A様の信用情報に影響を及ぼさないよう、当該金融機関及び必要な関係先と連絡をとり対応しました。

(2) 滞納者に送付した差押調書（謄本）の回収について

事案が判明した27日、ただちに滞納者に連絡及び滞納者宅を訪問しましたが不通、不在のため面会できず、翌28日に電話で連絡がついたため、29日夜に滞納者宅を訪問して封書を回収したところ、開封されていたことから、個人情報が漏洩していたことが判明しました。

(3) A様への賠償について

A様とも協議のうえ、誤った差押えに起因する損害について、本市として賠償する予定です。

(4) 関係職員への対応について

責任の度合いや賠償の状況等も考慮のうえ、適切に対処してまいります。

4 再発防止

今回の事案を重く受け止め、市税事務所において、所属職員に対して、本事案の概要及び発生要因を周知するとともに、同様の事案が生じることがないよう、改めて、厳正な手続が求められる税務事務の性質を再認識し、適正な事務の執行の確保を徹底するよう指示しました。

納税室においては、市税徴収事務を担当する係長以上の職員（40名）にヒアリングを実施し、差押えの事務で誤りが生じる要因がないか再点検したうえで、具体的な対策として、以下の再発防止策を講じることとし、差押えに係る事務手続のより一層の厳正化を図ります。

- (1) 確認方法を当面の間、最も確実性の高い戸籍の附票に統一し、そのうえで、確実性を担保しつつ、効率性が高い住基ネットによる確認手順の構築に向け引き続き精査
- (2) 差押えの決裁における点検事項及び根拠資料を明示した点検シート添付の義務付け、根拠資料に基づく担当者、係長及び課長の各段階での確認の可視化による本人確認を確実に実施する組織的なチェック体制の構築
- (3) 今後の新任職員も含めた徴税職員向け研修において、本件事案を共有する等、市税徴収事務における財産認定事務の重要性に係る意識の更なる醸成